

安全運転管理者制度とは・・・

- **安全運転管理者制度とは**
一定台数以上の自動車を使用する事業所において、事業主や安全運転管理者の責任を明確にし、安全な運転を確保するため、道路交通法に定められた制度です。
- **道路交通法（法第74条の3第1項、第4項）**
道路交通法では、車両等の使用者（事業主等）の義務を定めるとともに、安全な運転に必要な業務を行わせるため、「安全運転管理者」と「副安全運転管理者」の選任が義務付けられています。

安全運転管理者等の選任・届出等

- 使用者が安全運転管理者等を選任したときは、**15日以内**に自動車の使用の本拠を管轄する公安委員会（事業所を管轄する警察署）に届け出なければなりません。
- 転勤や退職、公安委員会からの解任命令等で解任された場合も同様です。

安全運転管理者等の選任基準

安全運転管理者

- 自動車を使用する本拠(各事業所)ごとに1人を選任
- 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数
 - ・ 乗車定員が11人以上の自動車 ～1台以上
 - ・ その他の自動車 ～5台以上
 - ・ 大型・普通自動二輪車
～1台を0.5台として計算(原付は含まない)
- 自動車運転代行業者は、台数に関係なく営業所ごとに選任



副安全運転管理者

- 自動車が20台以上の事業所で選
- 選任人数は次の基準に応じて、その人数以上を選任する
 - ・ 20～39台 1人
 - ・ 40～59台 2人
 - ・ 60～79台 3人
 - ・ 以下、**20台を超えるごとに1人**加算して選任する
- 自動車運転代行業者は、随伴自動車を10台以上使用する営業所ごとに1人選任し、20台以上は10台を超えるごとに1人を加算した人数以上を選任する
 - ・ 10～19台 1人
 - ・ 20～29台 2人
 - ・ 30～39台 3人
 - 以下、**10台を超えるごとに1人**加算して選任する

安全運転運行管理者の資格要件

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上 (副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上)	20歳以上
自動車の運転の管理に関し2年以上の実務の経験を有する者等	自動車の運転の管理に関し1年以上の実務の経験を有する者等
< 欠格事項 > ○ 過去2年以内に都道府県公安委員会による安全運転管理者等の解任命令を受けた者 ○ 次の違反行為をして2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、救護義務違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反 ○ 次の違反を下命・容認してから2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、大型自動車等の無資格運転、最高速度違反、積載制限違反運転、放置駐車違反	

選任や届出をしていないと罰則も・・・

安全運転管理者に関する規定の整備 (令和4年10月1日に施行された道路交通法より)

- 安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任しなければならないにもかかわらず選任していなかった場合、また公安委員会による安全運転管理者等の解任命令に従わなかった場合に自動車の使用者に科せられる罰則が、**5万円以下の罰金 から 50万円以下の罰金に引き上げ**られました。
- 安全運転管理者等を選任・解任したときの届出（15日以内）を怠った場合に自動車の使用者に科せられる罰則が、**2万円以下の罰金 又は 科料から 5万円以下の罰金に引き上げ**られました。

安全運転管理者の業務

安全運転管理者の業務は、従業員に対する安全教育のほか
道路交通法施行規則 第9条の10 第1号～9号
に次のように規定されています。

- 運転者の適性等の把握
- 交替運転者の配置
- 運行計画の作成
- 異常気象時等の安全運転の確保
- 点呼・日常点検等による安全運転の確保
- **運転前後の酒気帯びの有無の確認**
- **酒気帯び確認の記録・保存とアルコール検知器の常時有効保持**
- 運転日誌の備え付けと記録
- 安全運転の指導